

2010年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

〔回答〕 第5次東栄町総合計画(平成18年～平成27年)に基づき「いきいきと健やかに暮らす人づくり」を基本方針として推進します。子供から高齢者まで住民一人ひとりが心身とも健やかに元気でいきいきと暮らせるよう、保健・福祉・医療の充実を図る。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

〔回答〕 独自施策は全体の財源確保できれば継続実施していけるよう検討していきたい。

③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

〔回答〕 今のところ定める予定はありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

〔回答〕 災害等、やむをえない場合は減免をうけられることがある。その他はなし。検討はしていきたい。

★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

〔回答〕 町独自の減免制度は財源的に厳しい面があり実施はありません。

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

〔回答〕 介護サービス調整会議を毎月実施しており、事業所への情報提供はもれなく行っています。

★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

〔回答〕 町内には、特別養護老人ホーム(80床)、グループホーム(定員27名)、病院施設内に老健施設(29床)が整備されている。

★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

〔回答〕 介護労働者の確保は大事なことでありますので前向きに財政支援等を図っていききたい。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

〔回答〕 利用者のニーズを考慮し、検討していきたい。
介護予防教室では年に4回ほど調理実習を実施している。

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

〔回答〕 各地域の民生委員が一人暮らし、高齢者世帯への安否確認を毎月行っている。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実し

てください。

〔回答〕 地域の実態に基づき、検討していきたい。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

〔回答〕 介護予防事業として「まめともクラブ」を3年まえから実施、役場、包括、社協、などが毎月11回各地区で巡回実施しており、何らかの支援も今後検討していきたい。

(まめともクラブの開催地区は12地区。開催が無い地区を対象にJAドレミの会が転倒骨折・ねたきり予防教室を実施している)

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

〔回答〕 高齢者住宅の整備はないですが、持家の高齢者が多いため、介護サービスの利用ができる人は段差の改修、手すりの取り付け等住宅改修のサービスを受けている。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

〔回答〕 現在対象としていないが、検討していきたい。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

〔回答〕 認定していないため、なし。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

〔回答〕 愛知県の要綱に基づいて実施しており、非課税者への単独も多く財源が必要になるため検討が必要である。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

〔回答〕 生活実態、滞納分析(悪質なものは否か)は、必要と考える。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

〔回答〕 愛知県の要綱に基づいて実施しているため、独自の対応は今のところ考慮しない。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

〔回答〕 検討している。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

〔回答〕 産前14回を無料としている。出産準備金を5万円支給している。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとってください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

〔回答〕 現在取扱要綱の見直しはありません、申請の受け付けは教育委員会です。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

〔回答〕 給食費の無料化は考えておりません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

〔回答〕

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

〔回答〕 保険料については、引き上げを行わないよう毎年検討している。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

〔回答〕 制度上のものとして考えていない。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

〔回答〕 現在考えておりません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

〔回答〕 現在考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

〔回答〕 生活実態を考慮し、滞納分析してから判断する。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

〔回答〕 生活実態を考慮し、滞納分析してから判断する。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

〔回答〕 生活実態を考慮し、滞納分析してから判断する。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

〔回答〕 生活実態を把握すること、無保険者の調査は必要かと考える。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

〔回答〕 現在は考えておりません。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

〔回答〕 いずれも町単独の軽減措置は考えておりません。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

〔回答〕 北部圏域で広域的取り組みを検討している単独では現在は考えておりません。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

〔回答〕 特定検診、基本健診、歯周疾患検診は無料である。がん検診は負担金徴収している。実施期間に関しては、委託医療機関との調整が必要であり、困難と思われます。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

〔回答〕 住民健診(基本健診)は、22年度より無料化しています。

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

〔回答〕 23年度からの助成制度を検討中です。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

〔回答〕 国の意向に合わせる予定です。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

〔回答〕 生活保護の事務手続きは県福祉事務所の管轄になるため、県事務所と調整対応していく

②就労支援や生活指導を個別にいていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

〔回答〕 対象者がほとんどないに等しいため、県事務所と調整対応で十分である。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上